

【必要書類一覧】農地転用許可申請

※◎の書類はホームページからダウンロードできます。

	書類の種類	備考
1	農地転用許可申請書	◎
2	申請地の登記事項証明書 (全部事項証明書・申請時3ヶ月以内発行の原本)	登記事項証明書の住所が登記名義人の現住所と異なる場合は、住民票(マイナンバー省略)又は法人の登記事項証明書を添付※どちらも申請時3ヶ月以内発行の原本 登記名義人が死亡している場合は、遺言状(公正証書または裁判所の確認済)、相続関係図、遺産分割協議書(戸籍謄本、印鑑証明書)、相続放棄申述書受理謄本等の相続人であることがわかる書類を添付
3	字図 (法務局発行・申請時3ヶ月以内発行の原本)	登記情報提供サービスを利用して取得したものは不可 縮尺600分の1程度で、周辺土地の地番・地目・面積・土地所有者等を手書き等で記載したもの。事業区域がわかるよう色鉛筆等で表示すること。 ※1筆のうち一部を転用する場合、転用場所・面積が特定できる実測図を添付。ただし、転用許可後に地目変更登記又は所有権移転登記を行う場合はあらかじめ分筆を行うこと。
4	位置図	申請に係る土地の位置及び付近の状況を表示する書面(縮尺1万分の1～5万分の1程度)
5	見取図	申請に係る土地の位置及び付近の状況を表示する書面(住宅地図の写しで可)
6	事業計画に関する書面	◎事業計画書 ・土地利用計画図(配置・構造物の面積がわかるもの) ・店舗・工場等の大規模施設の場合は設計図 ・工期が1年を超える場合は工程表
7	法人の定款若しくは寄付行為の写し(要原本証明)又は法人の登記事項証明書(原本)	譲受(借)人が法人の場合(法人格のない団体がその代表者名で申請する場合は、代表者として選出された経緯がわかる書面(例 集落総会議事録など)を添付すること) ※5条申請のみ ※原本証明の日付又は原本発行日が3ヶ月以内のもの
8	誓約書	◎4条の場合は申請者、5条の場合は譲受(借)人のもの
9	資金計画に関する書面	◎資金計画書・見積書・資金を証する書面【金融機関の残高証明書、金融機関の融資証明書又は融資可能額証明書、金銭消費貸借契約書の写し、金融機関以外の融資証明書、預貯金通帳の表紙及び最終ページの写し、Web口座の残高が分かる書面(以下①～⑤がわかるWeb画面の印刷物※高解像度で内容が確認できるものに限る①金融機関名②口座番号③口座名義人④口座残高⑤口座残高の時点)】 ※資金を証する書面に有効期限の記載がある場合は、受付日時点において、記載された有効期限内のものに限る。
10	賃借人等の同意書	農地法第3条第1項本文に掲げる権利の設定がされている場合、権利者の同意があったことを証する書面 ※賃借権(小作権)が設定されている場合は農地法第18条による解約が必要。ただし、賃借権を有する農業者がその農地に農業用施設を設置する場合は、所有者の同意があれば賃貸借契約を解約せず設置することは可能。 ※抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書を添付することが望ましい。
11	水利権者同意書	◎
12	隣接農地所有者同意書	◎
13	他法令の許認可申請書の写し又は他法令の申請状況を説明した書面	他法令の許認可が必要な場合に添付
14	農振除外証明	申請地が農業振興地域の農用地区域の場合に添付
15	許可書送付用封筒	申請者の人数分(申請者それぞれの住所宛名を記入し、110円切手を貼ったもの) ※窓口で受領する場合は不要
16	委任状	◎申請者以外の方が申請書を提出する場合
17	その他	道路・水路の占用許可等、現況写真、その他農業委員会が必要であると認めるもの

●字図・位置図・見取図は、許可を受けようとする農地がわかるように色鉛筆やマーカー等で表示してください。

●譲受人(個人)の住民票の写しの添付は任意ですが、住民票と許可書の記載内容が異なるとその後の登記申請時に受理されない等の不都合が生じる可能性がありますので、申請書作成の際はお間違えのないようお願いいたします。

●受付は随時行っていますが、書類の不備があれば受付できません。記入例、必要書類一覧等をよく確認のうえご準備ください。

●転用面積が2haを超える場合は県知事許可となりますので事前にご相談ください。

※太陽光等、再生可能エネルギーへの転用の場合は、別途必要な書類があります。

【他法令の許可等を必要とする主なもの(例示)】

	法令等	許可等の内容
(ア)	都市計画法第29条の規定による開発許可	・都市計画法第34条各号
(イ)	土砂条例	・3,000㎡以上のたい積行為
(ウ)	消防法第11条	・ガソリンスタンド、貯蔵所等の設置許可
(エ)	墓地、埋葬等に関する法律第10条	・墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可
(オ)	医療法第7条	・病院等の開設の許可
(カ)	食品衛生法第52条	・飲食店営業等の許可
(キ)	砂利採取法第16条	・砂利採取計画の認可
(ク)	森林法第10条の2第1項	・林地開発許可
(ケ)	採石法第32条	・岩石採取計画の認可
(コ)	児童福祉法第35条第4項	・児童福祉施設設置許可
(サ)	老人福祉法第15条第4項	・養護又は特別老人ホーム設置許可

★発電設備等に係る農地転用許可申請について

太陽光発電(50kw以上)・風力発電(20kw以上)・小水力発電(20kw以上)・バイオマスを原料にした電気(10kw以上)は、電気事業法第38条第3項に規定する事業用電気工作物の設置になります。事前手続きが必要となりますので、別府市生活環境課にご相談ください。

また、温泉発電等の導入に関しては、『温泉発電等の地域共生を図る条例』に基づく手続きとなりますので、別府市生活環境課にご相談ください。

環境課の手続きとともに、農地転用許可申請が必要になります。

農地転用許可申請の添付書類と併せて、下記の書類が必要となります。

書類の種類	備考
経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備認定に係る書類	経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
電力受給契約申込書の写し	平成29年3月31日までに認定を受けた場合は、次のいずれかの書類
	ア 書面で申し込んだ場合、電力受給契約書の写し(電力会社の受付印が押されたもの)
	イ インターネットで申し込んだ場合、申し込み情報詳細(受付番号の記載のあるもの)
電気会社からの接続検討状況が分かる書面	接続検討の回答書等
発電事業収支を記載した経営計画書等の事業に係る採算性の計算資料	・事業年度毎のシミュレーション
パネル、変電設備、その他施設や工作物の仕様書、設計書、施工図および数量	・太陽電池等モジュールの仕様書、出力及び数量
	・パワーコンディショナーの仕様書、定格容量及び数量
	・架台の仕様書、施工図
	・フェンス等の外構構造物の仕様書、施工図及び数量
	・擁壁等の土留め構造物の仕様書、施工図および数量
	・流量計算書及び排水の図面(接続まで)